

6

附属設備等

附属設備等について

見栄えを気にしない配置により露出した設備類は建築本体のデザインを損ねる要因となり、また冷たい印象や人工的な雰囲気、雑然さを助長する側面もあります。

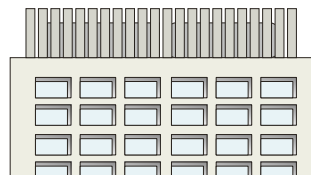
さらに、地区全体のスカイラインを特色として形成する本地区の景観においては、特に屋上設備の露出はマイナス面が非常に大きいと考えます。

本地区では風格ある景観形成を目指す上で、阻害要因となりかねない附属設備等については、基本として必ず修景を施すこととします。

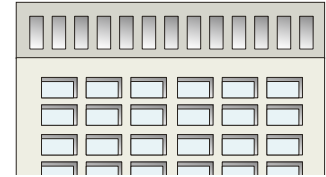
□屋上設備の場合の基本的な修景方法

ルーバーや建築壁面の立ちあげなどによって覆う方法があるが、露出することによる建築本体との違和感を解消するため、覆いの部分についても建築本体と一体のデザインであると感じられる素材や色彩とすることが望ましい。

ルーバーで覆う
(特徴あるデザインを工夫する)



建物と同様の素材や
デザインとする



特徴あるデザインの例（地区内）

行為指針 1

商業施設や業務施設、共同住宅などのゴミ置き場、荷さばき場又は外階段等となる部分は、それらの位置や規模を工夫し、賑わいの連続性を阻害しない形態意匠とする。また、歩道、歩道状空地又は広場状空地から容易に望めないよう、植栽や建築物等で遮へいするなど、配置等を工夫する。

- 駐車場の周囲は、防犯性を確保した上で車や無機質な路面が露出しないよう、低木や芝ブロック、緑化を施し修景しましょう。
- バックヤードは、搬出入車の円滑な動線を確保しながら、通りから直接見えにくい工夫をしましょう。
- 通り沿いにゴミ置き場や荷さばき施設がでてしまう場合は、それらのデザインは通りの連続性に配慮したものとしましょう。



透過性素材によって軽快に仕上げつつ、美しく見せる外階段デザインの例（新港地区内）



ガス設備等を建物と同様のデザインのオブジェやサイン内に組み込んでいる例（地区内）

根拠法制度

景観形成基準
(景観法)

行為指針
(景観条例)

対象

外構部

建築設備類

建物低層部

その他工作物

建物中層部

広告物

建物高層部

その他



吸排気等を建物外壁と同様のガラスで修景した例 (港区)

- ※ベランダの室外機等は、通りから見えない位置に配置する。
- ※設備機器等を隠すためのルーバーやパラペットは、建物外壁との調和に心がける。
- ※設備や非常用階段を屋外に設ける場合は、外壁と同系色とするなどなじませる。



バックヤード周りに緑化を施し潤いのある景観を創出している例 (横須賀市)

行為指針2

建築物の屋上に設置する設備等は、周囲から容易に望めないよう、ルーバー等により遮へいするなどして魅力ある眺望景観を形成する。

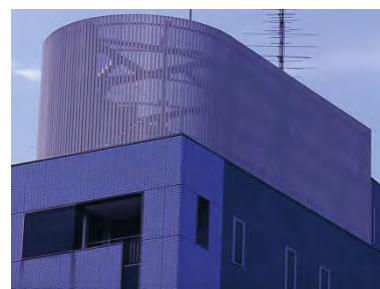
- 設備等をなじませたり生かすデザインとしては、外壁と同様な素材や色彩、意匠によってパラペットや設備類をデザインすることが必要です。
- 隠すデザインとしては、緑で隠したり、ルーバー等で目立たなくしたり、屋根の中に入れてする方法があります。
- 屋上部分を積極的にデザインして、建物デザインのポイントとする方法もあります。



塔屋を建物と一体的にデザインした例 (千代田区)



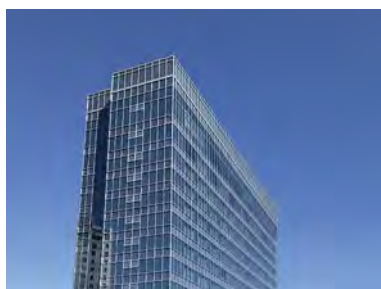
上方からの見え方にも配慮した設備類の修景の例 (港区)



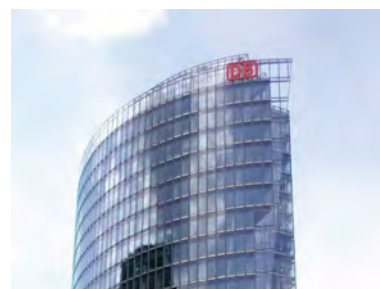
機器をルーバーにより隠している例 (文京区)



外壁デザインと合わせてルーバーで隠している例 (千代田区)



建築物と一体的なデザインの工作物で囲む例 (地区内)



屋根デザインにより設備類を隠している例 (ベルリン)

7

色彩 -1

色彩について

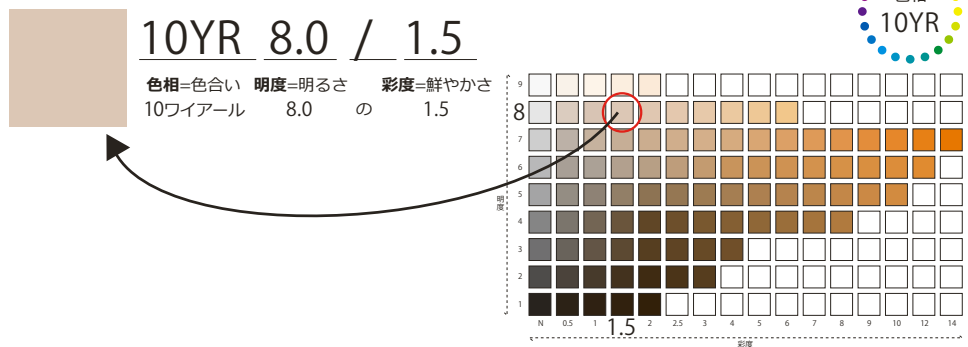
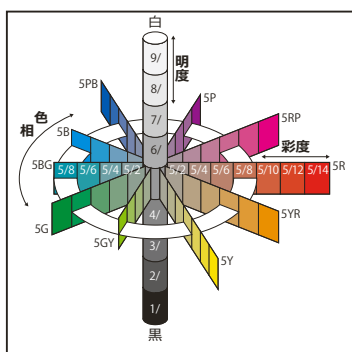
本地区の色彩の現況と基準について

本地区では、基調色に白やベージュ、ライトグレーなどの明るく穏やかな色彩を用いた建築物が数多く集積しています。

マンセル表色系では、このような色彩を、明度が高く（高明度色）、彩度が低い色（低彩度色）といます。本地区の建築物の多くは明度が7以上で、彩度が3以下です。このような色彩は、明るく開放的で軽快な印象を持ち、海辺に開かれた新しい街である本地区の雰囲気や上手に表現しています。

色彩のものさし = マンセル表色系

- ・ 私たちは一般に、特定の色を表現する際には「赤」や「青」などの色名を用います。
- ・ しかし、こうした表現方法では解釈に個人差が生じ、多くの人々が共通の認識とルールをもつことが難しくなります。
- ・ このため、本ガイドラインでは、従来色名による表記も一部に用いながら、データや色彩基準など精度が要求されるものについては、国際的な表色系であり、JIS規格などにも採用されている「マンセル表色系」を用い、より客観的に表記しています。
- ・ マンセル表色系では、「色相(Hue)」、「明度(Value)」、「彩度(Chroma)」の3つの属性の組み合わせによってひとつの色を表します。
- ・ 色相は、色合いを示し、色名の頭文字をとったアルファベット記号と数字の組み合わせによって表します。赤(R)・黄(Y)・緑(G)・青(B)・紫(P)などの基本色相があります。
- ・ 明度は、明るさを示し、0から10の数値で示し、数値が大きくなるに従って明るさが増す仕組みになっています。
- ・ 彩度は、鮮やかさを数字で示し、数値が大きくなるに従って鮮やかさが増す仕組みになっています。無彩色の彩度は0であり、色味を増していくにしたがって数値も大きくなっていきます。各色相で最も鮮やかな色彩を示す最高彩度は色相によって異なり、JIS標準色票では、赤・黄系の最高彩度が14程度、青系の最高彩度が8から10程度です。



景観形成基準 1

建築物の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、周辺の景観及び建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めるものは、この限りでない。

- 低層部においてはにぎわい創出のため、建築デザインとの調和を図りながら色使いを工夫し、次の範囲内でかつ景観に配慮したものについては、基調色以外の色（アクセント色）を使用できます。



(1)面積 低層部（2階以下）壁面（1面あたり）の見附面積の25%以下とする。また、そのうち屋外広告物の表示面の基調色として使用できない色（P35参照。R（赤）系またはY（黄）系の一部）の面積は、低層部壁面の見附面積の2.5%以下とする。

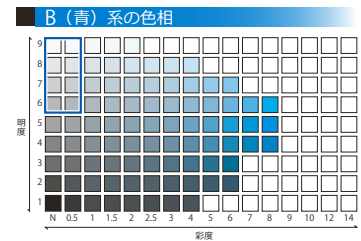
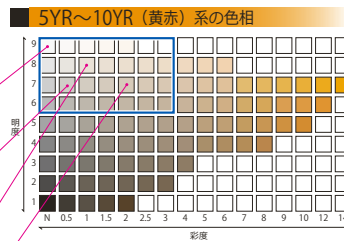
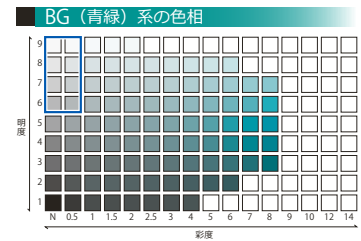
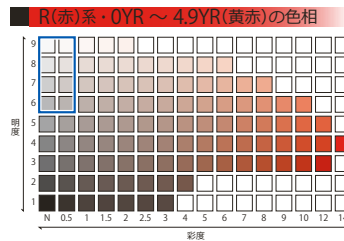
(2)配置 アクセント色が連続する面積は、低層部壁面の見附面積の5%以下とする。

- Low-eガラス等の外装材を主体に用いる場合は、周辺景観の映し込みや光線の反射に十分配慮するとともに、基調色を用いた外壁を部分的に使用するなど周囲と調和した景観の形成に配慮する。
- 市長が認めるものには、街のにぎわい創出や活性化を目的としたエリアマネジメント活動（※）によるものや、短期のイベント開催等によるもので、周囲の景観に配慮されたものを含みます。

※エリアマネジメント活動については38ページ参照

□別表1

色彩の制限		
色相	明度	彩度
5YR～5Yの場合	6以上9.5以下	3以下
その他の場合		0.5以下

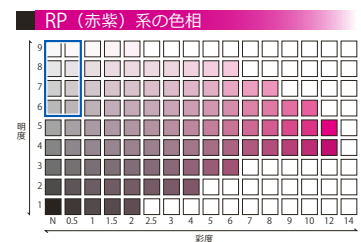
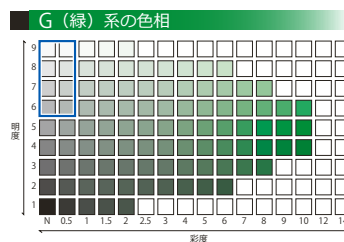
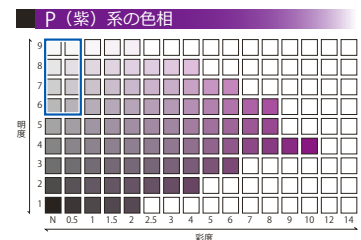
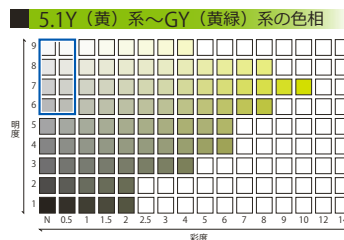
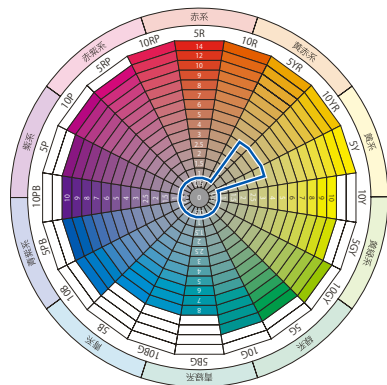
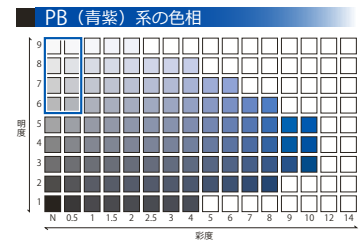
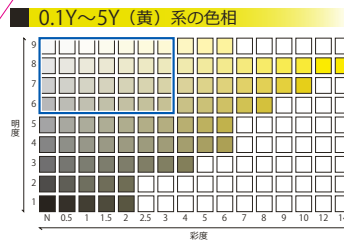


インターコンチネンタルホテル、
国際横浜平和会議場 (N9.0)

横浜ランドマークタワー
(10YR7.5/0.5)

横浜美術館
(10YR8.5/1.0)

三菱重工横浜ビル
(10YR7.5/2.0)



□ 制限範囲内の色彩

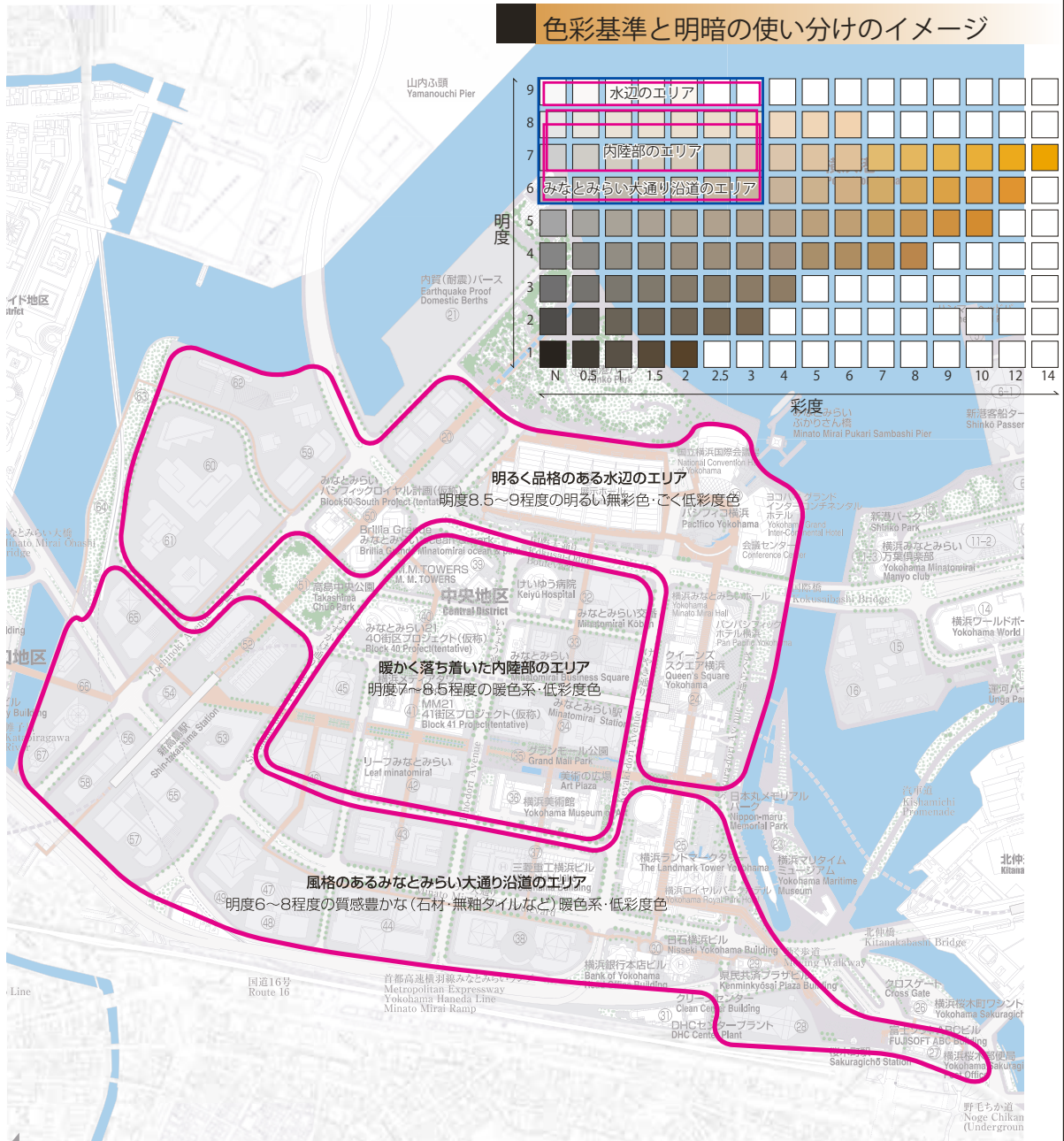
7

色彩-2 参考

ゾーンの色彩景観の考え方

建築物及び工作物の色彩計画にあたっては次の点に配慮する。(次図参照)

- 1) 海辺や運河沿いなど水辺に立地する大規模な建築物は、明るい低彩度色や無彩色を基調とし、対岸や海からの眺望において、開放的で品格のある景観を形成する。(明度8.5~9程度)
- 2) 内陸部の建築物は、全体として明るい印象を保ちながらも、やや明度を抑えた色彩を基本とし、明るさが際立つ海辺に対して、やや穏やかで親しみやすい景観を形成する。(明度8前後)
- 3) みなとみらい大通り沿道の建築物は、落ち着いた色調の石材やタイルなどを基調とし、風格のある景観を形成する。(明度6~8程度)



根拠法制度

景観形成基準
(景観法)

行為指針
(景観条例)

対象

外構部

建築設備類

建物低層部

その他工作物

建物中層部

広告物

建物高層部

その他



ゾーンごとの色彩景観の考え方

1) 水辺のエリア

- ・海辺や運河沿いのエリアには、白いタイルを基調とした明るく開放的なデザインの建築物が連なり、海辺の街の存在感を際立たせています。
- ・このエリアでは明度 8.5 ~ 9 程度の明るい無彩色や彩度 1 以下程度のごく低彩度色を基調とすることで、[明るく品格のある] 水辺の連続性を保つことができます。



2) 内陸部のエリア

- ・内陸部のエリアでは、ライトベージュやライトグレーなど、海辺のエリアに対してやや明度を抑えた建築物が立地しています。
- ・このエリアでは、明度 8 前後の無彩色(ライトグレー)や彩度 2 程度までの暖色(ライトベージュ)などを基調とすることで、水辺と大通り沿道の景観を緩やかにつなぐ[穏やかで親しみやすい] 景観を創り出すことができます。



3) みなとみらい大通り沿道のエリア

- ・みなとみらい大通り沿道には、暫定施設も多くみられますが、ランドマークタワーをはじめ恒久施設の多くは外装の基調に石材やツヤを抑えたタイルなどを用いています。
- ・このエリアでは、明度 6 ~ 8 程度の無彩色(グレー)や彩度 3 程度までの暖色(ベージュ)などを基調とし、石材を積極的に用いたり光沢を抑えた材料を用いることにより、近接する関内地区の街なみとも調和した[落ち着いた風格のある] 景観を創り出すことができます。



8

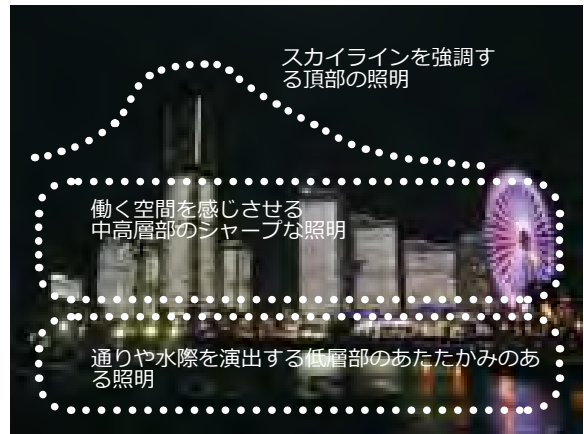
夜間照明

夜間照明について

昼間の景観だけでなく夜間も美しい景観を形成することで、本地区は都市の拠点としてのふさわしい表情を有すると言えます。

そのため、この項目での配慮事項は、次のような夜間照明の演出を図ることを意図しています。

- ・ 代表的な通りや水際は、それぞれの特性を生かして、間接照明やライトアップ、イルミネーション、その他の照明方法の工夫とともに、光の広がり（光束比）や光源色に配慮した照明計画。
- ・ 遠景から望む時に海側から山側に向けて、徐々に建物高さが高くなるみなとみらい21地区の特徴的なスカイラインを夜間も認識できるように、高層棟の頂部をライトアップしたり、建物稜線を際立たせるような照明計画。



みなとみらい地区の夜間景観の特性

行為指針 1

都市空間の賑わいを演出するものや建築的要素による照明等で、魅力ある街路空間を創出する。

- カフェや店舗が連続している歩行者の多い通りでは、人の温かみを感じられる色温度（3000 ケルビン前後、電球色など）の光源を用いて、夜のにぎわいを演出する。
- 水際沿いは水辺の映り込みを意識して、連続したフットライトや水際の歩道照明を整備する。
- 各通りや水際は、それぞれの特性を生かして、間接照明やライトアップ、イルミネーション、その他の照明方法の工夫とともに、光の広がり（光束比）や光源色に配慮した照明とする。

※「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」も参照してください。

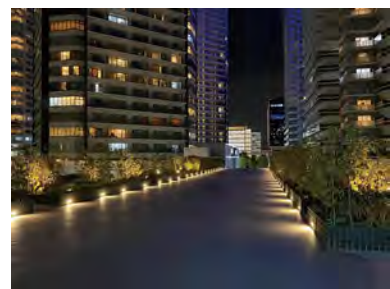
※夜間におけるイベント演出等については、「13 にぎわい形成」を参照してください。



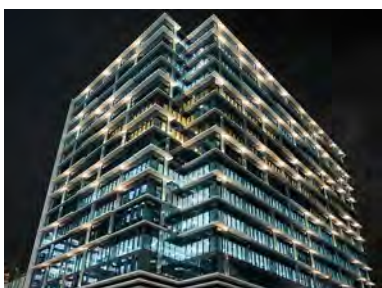
建物低層部店舗の暖かい光色の演出の例（地区内）



建物内部の照明が街路空間のにぎわいを演出している例(地区内)



軸性が感じられるデッキ上の光の演出の例（地区内）



建物デザインを生かした照明計画の例（地区内）



樹木のライトアップや足元を照らした照明計画の例（地区内）



水辺の映り込みに留意した照明の例（地区内）

根拠法制度

景観形成基準
(景観法)

行為指針
(景観条例)

対象

外構部

建築設備類

建物低層部

その他工作物

建物中層部

広告物

建物高層部

その他



行為指針 2

夜間の魅力あるスカイラインを創出し、街の遠望の象徴性を表現するため、建築物の頭頂部は、照明の演出を行う。

- MM21地区の全体像を美しく見せるため、遠景から望む時に海側から山側に向けて、徐々に建物高さが高くなるみなとみらい21地区の特徴的なスカイラインを夜間も認識できるように、高層棟の頂部をライトアップしたり、建物稜線を際立たせるような照明としましょう。
- 都市スケールの特徴的な夜間照明は、都市にわかりやすさを与えアイデンティティを高めます。なお、法的に必要である場合を除き赤色光やフラッシュランプ等は原則禁止とします。



頂部の輪郭を強調した照明の例 (サンディエゴ)



スレンダーな建築フォルムを強調する頂部デザインと、それに合わせた照明の例 (シカゴ)



個々の頂部デザインの個性をひきたてている例 (上海)



スカイラインを意識した照明の例 (地区内)

9

建築デザイン

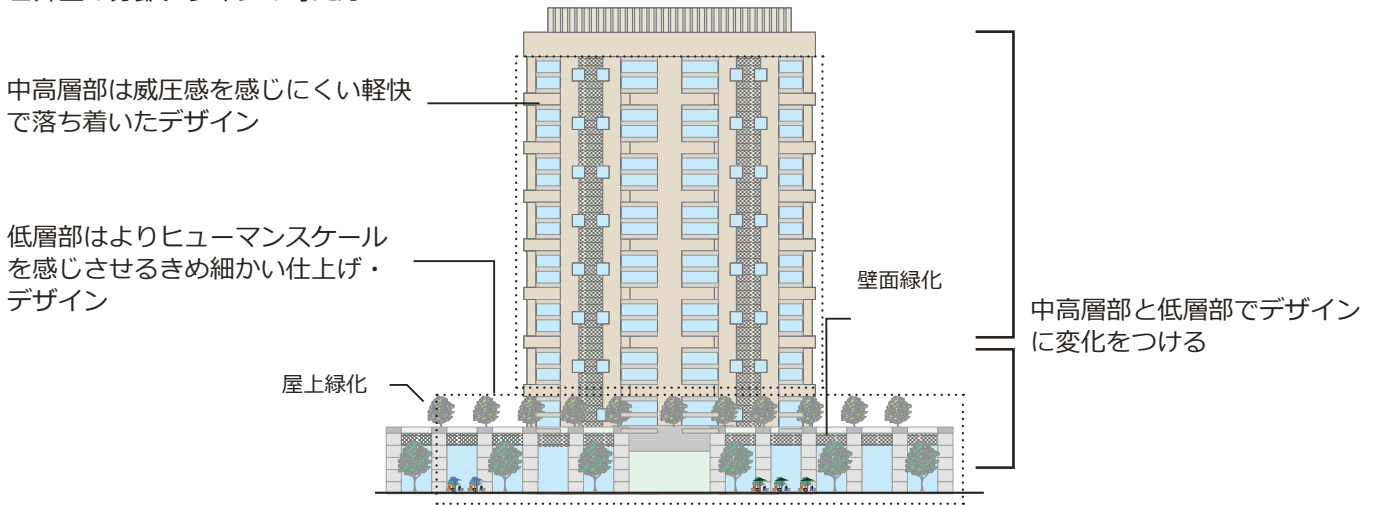
建築デザインについて

分節化による表情豊かなファサードの形成

みなとみらい 21 地区はスーパースタックで敷地面積も大きいものが大半であることから、建物も大規模なものとなり、ヒューマンスケールを超えた壁面となりがちです。これによって、歩行者には圧迫感や閉塞感を感じさせるとともに、親しみが持ちにくくなることもあるため、単調さを避けるように壁面を分節化することが考えられます。

- ・ 水平方向に長大な壁面には変化をつけるため適度な凹凸などによるヨコの分節化を行う。
- ・ 高層建築物では低層部と高層部のデザインに変化をつけるタテ方向の分節化を行う。
- ・ 低層部ではヒューマンスケールのある素材を使用する。
- ・ 歩行者の目につきやすい低層部の外壁に陰影のはっきりした素材を活用する。
- ・ 低層部では自然石や樹木などの自然素材等を活用してヒューマンスケールに近づける工夫を行う。
- ・ 壁面緑化や低層部の屋上緑化など、周辺からの見え方を意識しながら緑を組み合わせ、やわらかく親しみやすい雰囲気づくりを行う。
- ・ ガラス等の反射率の高い鏡面的な外装材を主体に用いる場合は、周辺への反射、映り込み等に十分配慮する。

□外壁の分節デザインの考え方



□屋上緑化や壁面緑化の例



高層階からの見え方を意識し、屋上庭園を設けている例（港区）



建物デザインと調和した軽快な素材の誘因施設によるカーテンウォールの緑化を施した例（パリ市）

根拠法制度

景観形成基準
(景観法)

行為指針
(景観条例)

対象

外構部

建築設備類

建物低層部

その他工作物

建物中層部

広告物

建物高層部

その他

MINATO
MIRAI 21

行為指針 1

建築物の外壁は、街並みにおける建築物の圧迫感を低減するため、板状などの閉塞的で単調な形態意匠を避け、分節化や適切な開口部の配置等による表情豊かなファサードとなるよう工夫し、当地区にふさわしい個性と風格ある街並みを形成するデザインとする。

行為指針 2

建築物は、港への通景及び街並みの連続性を確保し、街並みにおける建築物の圧迫感を低減するよう、デザイン・配置等を工夫する。また、隣接する建築物どうしのデザイン・配置等は歩行空間等からの統一感・調和に配慮する。

行為指針 3

建築物の頭頂部は、魅力あるスカイラインを形成し周辺の街並みと調和するよう配慮する。

- 分節化を行うレベルや分節デザインの表現方法については、ペDESTリアンウェイのレベルや通りの他の施設との連続性などを考慮してバランスや調和のとれたものとしましょう。

中層棟と高層棟が並ぶ街区開発。

中層棟は壁面後退や色彩に変化をつけるなどにより、通りに最も近い部分に概ね 3 階レベルの街並みを思わせる壁面が形成されている。

また、高層棟は同じく 3 階レベルに低層棟と連続する同質デザインの壁面を形成してタテの分節化を行っている。(バンクーバー)



- 風格あるファサードデザインとするため、分節デザインは凹凸や雁行等、メリハリのある陰影をつけましょう。



大壁面を外装デザインで分節化している例(地区内)



可動式ひさしによって大壁面を分節化している例(ベルリン)